

移動等円滑化取組計画書

令和 5 年（2023 年） 6 月 3 0 日

住 所 熊本市中央区大江五丁目 1 番 4 0 号
事業者名 熊本市交通局
代表者名 熊本市交通事業管理者
古 庄 修 治

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（１）停留場及び車両等の整備に関する事項

停留場のバリアフリー化については、これまでも整備方法や周辺条件、優先順位等を考慮し、関係部署の支援を受けながら着実に実施しており、令和 4 年度（2022 年度）末で 35 停留場のうちバリアフリー新法へ適合した停留場は 14 停留場となっている。そのうち、1 日の利用者が 3,000 人以上の停留場は 6 停留場で、バリアフリー新法に適合した停留場は 4 停留場となっている。

未整備の停留場のうち令和 6 年度（2024 年度）までに 2 停留場を整備する計画としている。

また、移動円滑化基準に適合している車両は全 45 編成（54 両）のうち、超低床車両 8 編成（16 両）となっており、全体の約 30%にとどまっている。過半数の車両が車齢 60 年を超えているため、令和 6 年度（2024 年度）以降は老朽化した車両の更新に合わせて計画的にバリアフリー対応車両を導入し、バリアフリー適合率を高めていく。

（２）旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項

平成 28 年度（2016 年度）に市電のリアルタイムな運行情報をウェブサイトで閲覧できる「熊本市電ナビ」の運用を開始し、平成 29 年度（2017 年度）に主要停留場に情報ディスプレイを設置したほか、令和 3 年度（2021 年度）から令和 4 年度にかけて停留場へのデジタルサイネージ設置を進め、現在は 11 停留場において運行情報の表示や放送を行っている。

今後は、移動円滑化に資する情報発信の拡充について、手法も含めて検討していくほか、停留場の安全確保のため、利用者の多い停留場に設置した運行管理カメラを利用し、指令と乗務員の情報共有を図ることで、状況に応じた支援を行っていく。

また、熊本市交通局公式ホームページでは、バリアフリー電停の表示や低床電車の運行情報、文字サイズの変更、色弱者への対応などを実施しており、今後も利用者がわかりやすく、必要な情報提供に努めていく。

そのほか、市電利用者へのアンケート調査を継続実施し、障がい者や高齢者を含め、広く意見を聴取することで、利用者のニーズを把握し、サービス向上や利用促進に繋げていく。

Ⅱ 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
商業高校前停留場	・公共交通移動等円滑化基準に適合する停留場へ改良する。 (2023 年度)
健軍校前停留場	・公共交通移動等円滑化基準に適合する停留場へ改良する。 (2023 年度)
超低床車両の導入 (継続)	・超低床車両 10 編成導入を目指す。併せて、バリアフリー未対応車の廃車を進めていく。 (2024 年度～2028 年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
職員への車いす取扱研修の実施 (継続)	・運転部門を対象とする現任者接遇研修の中で、引き続き車いすの取扱いについて研修を行う。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運行管理カメラを活用した支援	・1日の利用者が3,000人以上の停留場（5ヵ所）に設置した運行管理カメラを利用し、停留場での安全確保を行うために、必要に応じ指令と乗務員との情報共有を図ることで状況に応じた支援を行う。 《運行管理カメラ設置停留場》 2019年度：新水前寺駅前停留場、健軍町停留場 2020年度：熊本駅前停留場 2021年度：通町筋停留場 2022 年度：辛島町停留場

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
超低床車両時刻表の周知及び運行情報の提供 (継続)	・超低床車両時刻表の熊本市交通局ホームページへの掲載。 ・熊本市交通局ホームページに掲載している市電ナビ及び 11 停留場の運行情報モニターによる、超低床車両の運行状況の提供。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施 (継続)	・運輸部門を対象とする現任者接遇研修の中で、バリアフリー・障がい者に関する研修を行う。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
マナーアップポスターによる広報活動、啓発活動の実施 (継続)	・電車車内や停留場にポスターを掲示し、真に必要な方が円滑に利用できるよう適正な配慮について啓発を行う。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・市長事務部局と連携して停留場のバリアフリー化整備の推進に努める。 ・電話やメール・Twitterで寄せられる意見を交通局内で共有し、サービスの改善に努める。 ・毎日の巡視により、案内表示等の損傷等を確認し、必要に応じた復旧対応を行い、利用環境の整備に努める。 ・停留場のバリアフリー化整備完了後や低床電車のダイヤ改正などの際は、速やかにウェブサイト等での情報提供を行い広く周知する。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
該当なし		

V 計画書の公表方法

- ・熊本市交通局ホームページに掲載する。

VI その他計画に関連する事項

- ・中期的な対応方針に記載された事項については、当局の中期経営計画に位置付けていく。

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。